

社会福祉法人 大阪市平野区社会福祉協議会会員規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人大阪市平野区社会福祉協議会(以下、「本会」という。)の定款第33条第3項の規定に基づき、会員について必要な事項を定めるものとする。

(会員)

第2条 会員は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 組織構成会員

本会の趣旨及び目的に賛同して、本会の基本的な構成員となり、その運営、事業に参加する団体・機関または個人であって、次の領域のいずれかに属するもの。(本会評議員の選出母体となる)

- ア 住民代表的な性格のつよいもの
- イ 福祉専門機関・団体的性格のつよいもの
- ウ 当事者団体的性格のつよいもの
- エ 関連分野団体
- オ その他(学識経験者等)

(2) 賛助会員 本会の趣旨及び目的に賛同する個人、団体又は法人とする。

(入会)

第3条 本会の組織構成会員として入会しようとするときは、別に定める申込書(別紙様式1)を提出し、理事会に報告することとする。

2 賛助会員については、会費の納入をもって入会したものとする。

(会員の役割)

第4条 会員は、本会の目的を達成するため各種事業に協力することとする。

(会費)

第5条 会員は、毎年(4月1日から翌年3月31日まで)会費を納めなければならない。

- (1) 組織構成会員 年額 金 5,000円
- (2) 賛助会員 ア 個人 年額 1口 金 1,000円
- イ 団体又は法人 年額 1口 金 10,000円

2 既納の会費は、退会しても返還しない。

3 次に掲げる組織構成会員については、会費を免除することができる。

- (1) 行政機関
- (2) 学識経験者

(報告等)

第6条 本会は、会員に対し、次の事項を実施するよう努めるものとする。

- (1) 毎年度の事業計画・予算・事業報告・決算等の報告
- (2) 諸行事の案内
- (3) 本会が発行する機関紙およびパンフレット等の配布

(退会)

第7条 本会を退会しようとするときは、退会届けを会長に提出しなければならない。

ただし、会員の死亡・解散・その職を離れるなど会員の資格を喪失した場合は、退会したものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(施行細則)

第9条 この規程の施行について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 5年12月13日から施行する。
- 2 この規程は、平成10年 6月 1日から施行する。
- 3 この規程は、平成13年 5月28日から施行する。
- 4 この規程は、平成16年 4月 1日から施行する。
- 5 この規程は、平成23年 5月30日から施行する。
- 6 この規程は、平成28年 4月 1日から施行する。
- 7 この規程は、平成29年 6月22日から施行する。
- 8 この規程は、令和6年3月25日から施行する。